

藤里町長選挙

投開票日

7月21日(日)

投票時間 午前7時～午後7時

任期満了により執行される町長選挙についてお知らせいたします。
投票日当日に仕事や旅行などの予定がある方は、期日前投票をご活用ください（期間が短いので、お早めにお手続きください）。

◇期日前投票・不在者投票◇

令和元年7月17日（水）～7月20日（土） 午前8時30分～午後8時

◇場 所◇

藤里町総合開発センター1階 選挙管理委員会室

◆不在者投票とは

滞在地へ投票用紙等を送付し、最寄りの選挙管理委員会で投票できる制度です。藤里町選挙管理委員会へ請求してください。（投票用紙等の請求は、ご家族もお手続きできます。）

◆選挙権

- ①年 齢 平成13年7月21日以前に生まれた方（選挙期日に満18歳以上）
 - ②住 所 令和元年4月27日から引き続いて藤里町に住所のある方
- 投票の際は、入場券を忘れずにお持ちください。7月16日頃までに郵送予定です。



みんなの一票大切に！

【お問い合わせ先】 藤里町選挙管理委員会 ☎79-2111

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた方に対し 一時金を支給します！

【一時金の対象となる方】

以下の①または②に該当する方で、現在、生存されている方

- ① 昭和23年9月11日から平成8年9月25日までの間に、旧優生保護法に基づき優生手術を受けた方（母体保護のみを理由として手術を受けた方は除く）
- ② ①のほか、同じ期間に生殖を不能にする手術または放射線の照射を受けた方（母体保護や疾病の治療を目的とするなど、優生思想の基づくものでないことが明らかな手術を受けた方は除く）

【一時金の金額、請求期限】

- ・一時金の額は、320万円（一律）
- ・請求期限は、平成31年4月24日から5年以内

【一時金の請求手続き】

秋田県保健・疾病対策課の窓口へ請求書及び添付書類を提出（郵送による提出も可）

【受付・相談窓口】

秋田県保健・疾病対策課（秋田市山王4-1-1 秋田県庁2階）

☎018-860-1431

受付時間：午前8時30分～午後5時15分まで（月～金曜日）※土日祝日、年末年始を除く